

淀川水系流域委員会 第5回 住民参加部会検討会（2003.11.11 開催）結果概要

03.12.1 庶務作成

開催日時：2003年11月11日（火） 15：00～18：10

場 所：カラスマプラザ 21 18階 第2会議室

参加者数：委員10名、他部会委員1名

1 決定事項

- ・各委員は、部会意見（案）031107版に対する意見があれば、11/20までに提出する。
- ・部会意見は、委員や河川管理者からの意見をもとに、作業部会メンバーにて修正し、部長確認の上、第27回委員会（12/9開催予定）に提出する。なお、部会意見の修正にあたっては、メール等でのやりとりを中心に行うこととするが、大きく内容を変える必要が生じた場合には、12/2の15:00より作業部会を開催することとする。

2 検討内容

委員会、他部会および意見書とりまとめの状況報告

資料1をもとに、委員会及び他部会の活動状況および意見書とりまとめの状況について報告が行われた。

意見書とりまとめに向けた意見交換

資料2-1「住民参加部会意見（案）（031107版）」を用いて、主に河川レンジャーの部分について意見交換がなされた。主な意見は「3 主な意見」を参照。

3 主な意見

河川レンジャーの項（P9～18）について

- ・河川レンジャーを制度化することに疑問を感じている。新しい制度をつくるよりも、現在活動している方とその得意分野において協働するなど、着実にできることを提案する方がいいのではないか。どのような川にしたいかというビジョンを明確にすれば、そのための手法や制度がおのずと見えてくると思うが、その具体的なビジョンが見えないまま手法を議論していることに危惧を感じている。

制度ができると、現場を見ずにただその制度に頼る危険がある。住民が自分達で考える余地や、実態に合わせて試行錯誤していけるような自由度が必要。

部会意見（P9）でも、河川レンジャーの部分は「参考意見」とし、考えうる手法の一つとして位置づけている。決してこの通りすべきと提案しているのではない。

住民との協働をコーディネートするのが河川レンジャーであると位置づけている部分があるが、その形もあり得るがそれだけではないということを明確にして書き直すべき。

ここで書いているのは出発点としての基本的な枠組みであるのだから、今後も流域委員会などで議論を続け改善していくという認識でいいのではないか。

行政がつくる組織はオーソライズされるので、関わる人と関わらない人で差が出てくるなど支障が出てくるのではないか。

任命制、権限や報酬を与えるといった内容には個人的に疑問を持っているが、今は異論を唱えるよりも、既にできているこの内容を発展させる方向で考えるべきではないか。

既存組織の活動の補充やバックアップについての意見が部会意見に欠けている。任命、職務などは個人の資質についてであるが、それを生み出す地域社会や自治会などについて議論しておくべき。基礎原案 P19 にある「計画の検討段階から住民及び住民団体等地域に密着した組織との連携を積極的に行っていく」という部分に対応する意見が出せていないのではないか。

既存組織を利用することや、部会意見に書かれている内容以外にも自由度を持たせることについて表現を追記・修正すべき。住民参加部会意見（案）031107 版を大きく修正するのではなく、文言を追記することで対応したい。（部会長）

既存組織のやり方などでいいものがあれば、修正案の作成の際参考にしたいので教えてほしい。

修正する際には、既に委員から出されている意見（資料 2-2 等）も参考にしてほしい。

- ・ 既存組織や地縁組織と行政との間に入るのが河川レンジャーだと思うが違うのか。
全てが河川レンジャーを通しての連携としてしまうと、これまで活動してきたところを阻害する危険がある。既存組織と河川レンジャーは並行して存在すべき。
- ・ もともと河川レンジャーは、地縁組織などが薄れている下流の都会を想定していた。
- ・ 河川レンジャーについては住民参加部会の中であまり議論されてこなかったため、部会の中で合意形成のプロセスが足りなかったのではないか。
- ・ P5 で「河川保全委員会」の委員に河川レンジャーを入れる、という記述があったが、河川レンジャーはまだ存在していないので外すべき。
- ・ P9 「明治維新以降、河川の管理は専ら河川管理者（国・自治体）が行ってきた」という表現は、地域社会は河川管理をやっているという琵琶湖部会の認識とずれがある。
- ・ P9 最後の行「これら地縁組織への帰属を進めることは困難である」とあるが、「困難」と言い切らず、地縁組織をどのように活かすかという記述に変更した方がよい。

意見書全体について

- ・ P23 ダム建設をめぐる合意形成について「提言では～合意に至らなかったときは『建設しない』という判断がされよう」との記述は、必要ないのではないか。合意形成について結論が出ておらず、何をもちて合意に至らないと判断するのか明確でないのに「合意に至らなければ建設しない」とするのは矛盾がある。

その前の部分も、代替案がないからダム建設という安易な考え方を示しているようにとれるので、表現を検討すべき。

- ・ 長く詳細になっていく傾向があるので、逆に趣旨を十分に伝えるためには削除する作業も重要であることを念頭において整理してほしい。
- ・ カタカナ表記の外来語等、一般の方にとって分かりにくい表現は修正すべき。河川管理者に対する意見ではあるが、一般住民や他の行政組織等が読むことを想定して書く必要がある。
- ・ 表記ゆれ等については、再度、作業部会メンバーで見直したい。（部会長）
- ・ 「べき」という言葉を多用しており、硬い印象を受ける。重点箇所でのみ使用してはどうか。
やわらかい表現では意見書らしくないとの見方から硬い表現になっている。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。最新の結果概要はホームページに掲載しております。